川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 等の一部を改正する条例の制定について

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の 一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年 2 月17日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 等の一部を改正する条例

(川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の 一部改正)

第1条 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条 例 (昭和41年川崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第46 号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第42 号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に 改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。